

《平成29年度発達支援相談事業計画》

資料8

1. 早期発見、早期フォロー支援体制の継続

発達上の課題や支援の必要性に早く気づき、保護者へ早期アプローチを行い発達支援につなげられるよう事業を展開します。

個別状況に応じた専門相談を継続します。

- 実施間隔や訪問等ケースの状況に合わせた発達支援相談を行います
- 「遊びの教室」を通じて、具体的な親子遊びを介して発達支援を行います
- 母子保健事業との連携により、早期発見、早期フォローを行います
- 安心して子育てが出来るように保護者に寄り添い、育児支援を行います

2. 児童発達支援事業の体制整備

個々の発達課題に合わせた療育を展開し、成長発達につながる支援及び保護者支援を行います。待機児童がない体制づくりに努めます。

児童発達支援が利用しやすい体制づくりの為に、子ども発達・療育支援輸送事業を継続します。

資料9 参照

3. 保育所・幼稚園巡回相談事業と学童期への連携の継続

集団活動の中で児童の成長や保育職員のスキルアップを図るような支援を目指します。

児童及び保護者がスムーズに就学へとつながるように、就学時の学校連携を行います。

- 保育所・幼稚園巡回事業で個別ケース支援や運動プログラムを継続し、発達支援や保育の充実につながるようにします
- 発達支援相談を受けている児童が、入学後も成長に合わせた支援をうけられるように学校連携を行います
- 市内関係機関と連携しながら、支援ファイル及び移行支援シートの活用を広げていきます

4. 就学後の支援体制の継続

子育て発達支援センターの学校への周知、学校訪問・放課後等ディサービス事業・放課後児童クラブなど、ケースを通じて連携を図ります。

- 作業療法士・心理士による小・中学校訪問を行います
- 学校・放課後等ディサービス事業所・放課後児童クラブとの連携を図り、児童の発達支援をしていきます
- 児童の成長に応じて、就学後も引き続き発達支援相談を継続していきます

5. 関係機関との連携の継続

児童及び保護者の思いを受け止め、医療機関・スクールカウンセラー・計画相談事業所等と連携して支援の充実を図ります。

地域交流を図る中で発達支援センターの周知を行い、地域とのつながりを深めていきます。

- 市役所各課相談員・スクールカウンセラー・医療機関などを含め関係機関との連携を図り、家族全体を見つめた支援を行っていきます
- 地域と発達支援センターの連携をすすめています

児童発達支援

① 支援内容

受入れにあたっては親子療育の利用からスタートし、子どもの発達課題について保護者と共に理解をし、子どもの自立をサポートできるよう療育を進めます。

(1) 親子療育

親子で通園し、子どもへの関わり方に悩んでいる保護者の思いを受け止めながら、療育を通して子どもの健やかな成長を保護者とともに支えていけるようサポートします。

(2) 単独療育

生活の基盤である家庭や並行通園先（保育所・幼稚園など）での活動に困らないよう、療育活動を通してからだづくり・情緒の安定・意思伝達の力など、集団生活に添える力を育て、将来の自立に向けてのベースづくりをおこないます。

② 保護者支援

(1) 個別面談の実施

- ・必要に応じて、随時三者（保護者・並行通園先・つくし園）面談を実施します。
- ・5歳児においては、就学に向けての五者面談を実施し共通理解を図ります。

※五者：保護者・並行通園先・担当保健師・つくし園

アドバイザー：臨床発達心理士

(2) 専門職種（臨床発達心理士等）による療育支援、保護者支援を行います。

(3) 子どもの生活基盤である家庭支援を関係機関と連携しながら行います。

(4) 保護者どうしの交流が図れる場を提供します。（家族の会）

③ 関係機関との連携

(1) 保護者の了解を得て、医師、心理士・作業療法士、言語聴覚士、理学療法士等と初期評価情報など情報共有に努めます。

(2) 並行通園先との連携を密に図り、支援の情報共有に努めます。

(3) つくし園終了後も就学後の園児の様子を把握するために、教育・福祉の関係者との連携を図ります。

保育所等訪問支援

保育所・幼稚園・小学校など児童が集団生活を送る施設を訪問し、専門的支援やその他必要な支援を行います。

外部へのアプローチや広報の充実を図り、利用者や関係機関への情報提供に努めます。